

市町村の区域を超えた地域密着型サービス利用協議の流れについて

甲州市介護支援課

〈利用協議に関する流れ〉

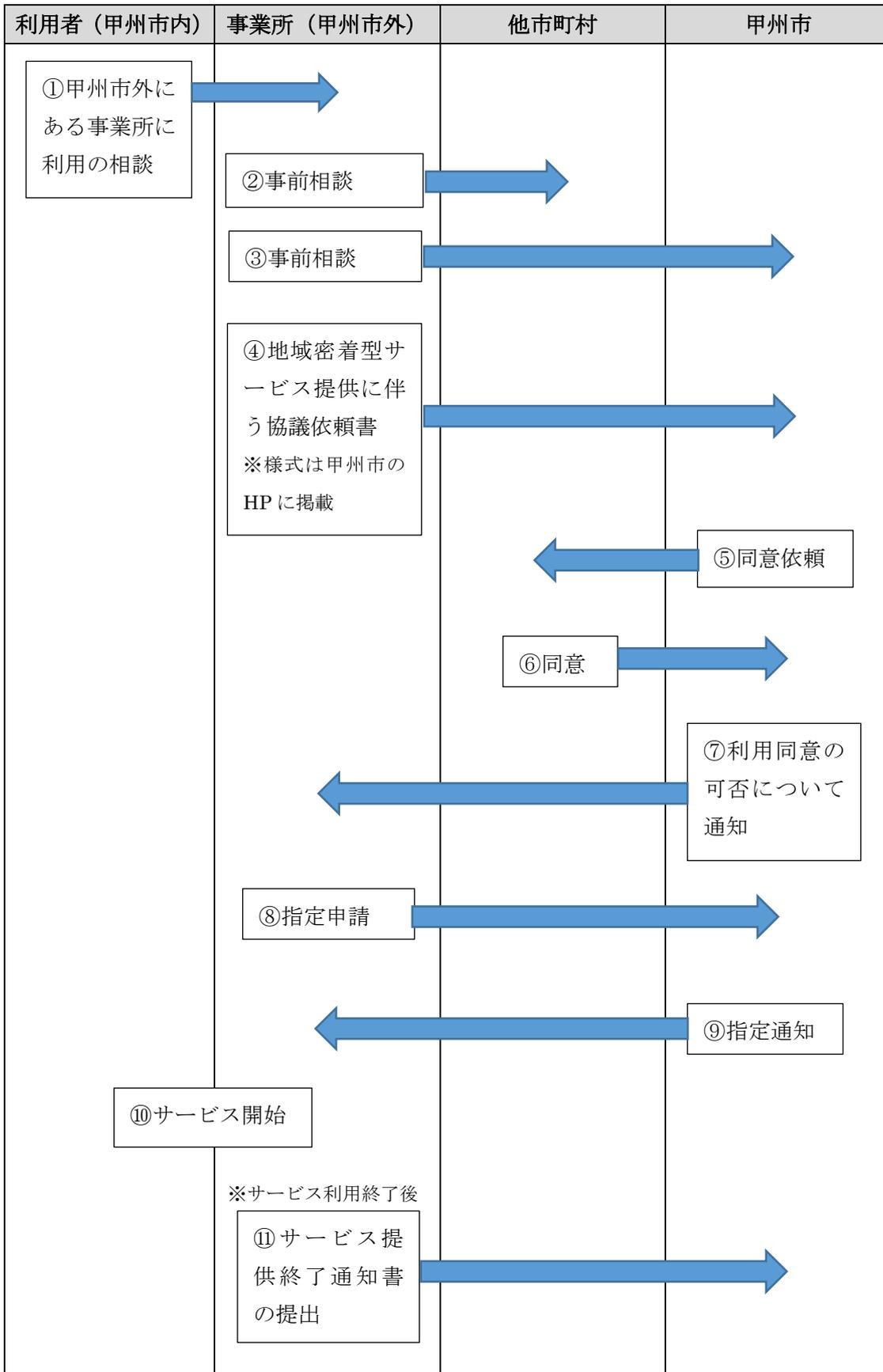
(1) 甲州市外の事業所を甲州市が指定する場合

(甲州市内の利用者が甲州市外の施設を利用する場合) ※下記図参照

- ① 利用希望者の担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）が甲州市外の利用希望のある事業所（以下、当該事業所とする）に相談する。
- ② 必要性を検討の上、当該事業所が所在する市町村に利用に関する事前相談を行う。
- ③ 上記②を踏まえ、当該事業所が甲州市へ利用相談を行う。
- ④ 当該事業所が「地域密着型サービス提供に伴う協議依頼書」を甲州市へ提出する。
- ⑤ 甲州市が当該事業所が所在する市町村宛てに同意依頼を行う。
- ⑥ 甲州市が当該事業所が所在する市町村より、利用同意の可否について回答を得る。
- ⑦ 利用同意の可否についての回答結果を、甲州市から当該事業所宛てに通知する。
- ⑧ 当該事業所が甲州市に指定申請を行う。
- ⑨ 甲州市が当該事業所を指定する。
- ⑩ 甲州市が当該事業所を指定してから、利用希望者が当該事業所のサービス利用を開始する。
- ⑪ 利用協議を行った利用者のサービス利用が終了いたしましたら、当該事業所は「サービス提供終了通知書」を甲州市介護支援課介護保険担当に提出してください。

※⑧、⑨については、すでに甲州市が事業所を指定している場合は省略されます。

(1) 甲州市外の事業所を甲州市が指定する場合
 (甲州市内の利用者が甲州市外の事業所を利用する場合)



(2) 甲州市内の事業所を他市町村が指定する場合

(甲州市外の利用者が甲州市内の事業所を利用する場合)

